

29-2号

奈良県マンション管理組合 連合会便り

編集・発行 NPO 法人 奈良県マンション管理組合連合会

〒630-8362 奈良市東寺林町 30 番地 TEL・FAX 0742-26-0335

E-mail : narakenkanren8@gamma.ocn.ne.jp

URL : <http://www.mansion-kanri.com/nara/>

平成 29 年 8 月発行

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、連合会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

民泊新法の成立に伴う規約改正は必要か？

連合会便り 29-1号で「住宅宿泊事業法（民泊新法）」が今年6月9日の参院本会議で成立し、来春施行の予定とお知らせしたところ、会員マンション管理組合などから、この法律の成立に伴い管理規約の改正が必要かどうかという問い合わせを多数いただきました。

当会で法律家やマンション管理センター等の専門家に相談した結果、住宅宿泊事業をめぐるトラブル防止のためには、民泊事業を禁止することを管理規約に、より明確に規定しておく方が望ましいとの回答を得ました。国土交通省は、8月29日にマンション標準管理規約の改正し、コメントと共に発表しましたので、参考にしてください。

住宅宿泊事業を可能とする場合

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用することができる。

住宅宿泊事業を禁止する場合

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、その専有部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない。

*全国マンション管理組合連合会（担当：当会 野村善彦専務理事）と摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科 平田陽子教授が共同研究として取り組んでいます分譲マンションにおける民泊問題に関するアンケート調査を実施します。会員管理組合の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

連合会主催 ミニセミナー開催のお知らせ

当連合会の平成29年度事業の一つとして「ミニセミナー」を秋に開催する予定で準備を進めています。今年度は、団体会員（企業等）の皆様にご協力いただき、マンションにおける水回りの設備（水質を含む）をテーマに行います。詳細は、改めてご案内しますので是非ご参加ください。

奈良県マンション管理士会 相談会開催のお知らせ

奈良県マンション管理士会が主催するマンション管理に関する「無料相談会」についてお知らせします。マンション管理についてお困りのことなどご遠慮なくご相談ください。

○とき 平成29年9月22日（金）午後7時30分～午後10時

○ところ たけまるホール（旧 生駒市中央公民館）

生駒市北新町9番28号 ☎0743-75-0101

近鉄奈良線「生駒駅」下車、北西へ徒歩約3分

管理組合支援事業について

前号でもご紹介しました会員支援事業「やってみよう！使ってみよう」企画以外にも管理組合支援事業として、下記の事業を行っています。お気軽にご相談ください。

- ・マンション管理士や一級建築士等の専門職の派遣
- ・マンションの自主点検
- ・「終のすみかプロジェクト」介護セミナーや絵手紙教室の講師の派遣
- ・マンション管理に関する無料相談（以上、無料）
- ・特殊建築物定期調査（有料）

平成29年度「マンション管理員講習」を実施

平成24年度から始まりました厚生労働省が行う高齢者スキルアップ・就職促進事業の「マンション管理員講習」を本年度も当会で受託し、7月度講習（6日間）を実施しました。今回は定員の15名に対し31名の受講希望があり、選考の上、19名が受講されました。マンションの管理員は相変わらず希望者が多い職種です。



『終(つい)の棲家(すみか)』プロジェクト（奈良県管連 継続事業）

国交省の平成25年度マンション総合調査では「マンションに永住するつもり」という人が全体の52.4%と昭和55年度の21.7%から倍以上に増加しています。また、平成11年度に逆転した「いずれは住み替えるつもり」という人（17.6%）との差は広がる一方の傾向にあります。

住民が末永く自宅で生活し、お互いが助け合いながら、良好なコミュニケーションを作るため、介護保険制度や介護予防を学び、それらを上手に活用することを学ぶために理学療法士等の専門職を講師に招き、セミナーや懇談会を行う事業です。

■講師は当連合会から派遣させていただきますので、会場のみご提供ください。

■開催ご希望のマンションは、電話、FAX、E-mailにて当連合会へご連絡下さい。

《マンション管理の無料相談》

*お申込みは、奈良県 住まいまちづくり課（TEL 0742-27-7540）まで

分譲マンションの管理組合運営に関するあらゆる問題の無料相談受付中

土曜日・日曜日・祝祭日を除く、毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

NPO法人 奈良県マンション管理組合連合会

電話：0742-26-0335 FAX：0742-26-0335

E-mail：narakennkanren8@gamma.ocn.ne.jp（24時間受付）

ホームページ [奈良県マンション管理組合連合会](#)